

C

令和 6 年

第 3 回 市議会定例会

議案の説明資料

議 案 件 目

第 103 号議案	浜松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について	4
第 104 号議案	浜松市立保育所条例等の一部改正について	5
第 105 号議案	浜松市国民健康保険条例の一部改正について	6
第 106 号議案	浜松市斎場条例の一部改正について	7
第 107 号議案	浜松市景観条例等の一部改正について	8
第 108 号議案	浜松市自転車等駐車場条例の一部改正について	9
第 109 号議案	浜松市立幼保連携型認定こども園条例の制定について	10
第 110 号議案	静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	12
第 111 号議案	工事請負契約締結について（旧浜松市教育文化会館解体工事）	13
第 112 号議案	工事請負契約締結について （旧浜松福祉協働センター（アンサンブル江之島）解体工事）	15
第 113 号議案	工事請負契約締結について （浜松市新津協働センター大規模改修工事（建築工事））	17
第 114 号議案	工事請負契約締結について （令和6年度（債務）河川改良国交付金事業（防災・安全交） （準）高塚川排水機場築造工事（機械工事））	19
第 115 号議案	物品購入契約締結について（浜松市立西図書館書架等備品）	21
第 116 号議案	物品購入契約締結について （消防ポンプ自動車（CD-I型）3台）	22
第 117 号議案	物品購入契約締結について（救助工作車（Ⅲ型）1台）	23

第 118 号議案 から 第 119 号議案 まで	
市道路線認定、市道路線変更について ……………	24
第 120 号議案 令和 5 年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ……	25
認 第 1 号 から 認 第 3 号 まで	
令和 5 年度公営企業会計決算書における決算報告書の決算額と 財務諸表の決算額との差異について ……………	26

浜松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）における、マイナンバーカードと健康保険証との一体化、行政機関等経由登録の特例制度の創設に伴う公金受取口座の活用等に対応するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 2 項に規定する独自利用事務として、新たに次の事務を条例に規定するものです。また、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、引用条項の整理など所要の整備を行うものです。

1 子ども医療費の助成に関する事務

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、保険情報の確認のため、追加するものです。

2 敬老祝金の支給に関する事務

行政機関経由の特例制度により、今後、年金受給口座を公金受取口座として登録されることに伴い、敬老祝金の支給に公金受取口座を活用するため、追加するものです。

3 交通遺児等福祉手当の支給に関する事務、遺児等福祉手当の支給に関する事務

情報連携の活用で添付書類を不要とすることで、市民サービスの向上、業務の効率化を図るため、事務を追加するものです。

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

浜松市立保育所条例等の一部改正について

(提案理由)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 7 号）の施行による子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）の改正に伴い、引用条項の整理を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

- 1 浜松市立保育所条例
第 7 条第 4 号中「第 6 8 条第 3 項」を「第 6 8 条の 2」に改めるものです。
- 2 浜松市立幼稚園条例
第 5 条第 4 号中「第 6 8 条第 3 項」を「第 6 8 条の 2」に改めるものです。
- 3 浜松市立幼稚園条例の一部を改正する条例の一部改正
附則第 4 項中「第 6 8 条第 3 項」を「第 6 8 条の 2」に改めるものです。

(施行期日)

この条例は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行するものです。

浜松市国民健康保険条例の一部改正について

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）が令和 6 年 1 2 月 2 日に施行され、被保険者証が廃止されることに伴い、所要の整備を行うため、浜松市国民健康保険条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 被保険者証の廃止

罰則について定める条例第 3 3 条中、被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合に係る規定を削除するものです。

2 引用条項の整理

国民健康保険法第 9 条項番号の繰り下げに伴い、条例第 3 3 条中の引用条項を改めるものです。

(施行期日)

この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行するものです。

浜松市斎場条例の一部改正について

(提案理由)

浜松斎場の再整備に伴い、同施設の多目的室及び葬祭室を廃止するとともに、災害時等に市内 7 斎場の開館時間を柔軟に変更できるようにするため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 浜松斎場の再整備に伴う改正

浜松斎場について、多目的室及び葬祭室を廃止するものです。

改正前			改正後
区分	単位	金額	(削除)
多目的室		無料	
葬祭室	1回	33,970円	

2 開館時間に係る改正 (第 4 条)

近年の豪雨災害の影響等により、運営が一時的に困難となった事例が発生していることに伴い、市内 7 斎場の開館時間を柔軟に変更可能とするため、第 4 条の開館時間に係る規定について、「延長することができる」を「変更することができる」と改めるものです。

(施行期日)

この条例は、公布の日の翌日から施行するものです。

(第 107 号議案の説明資料)

土地政策課
建築行政課

浜松市景観条例等の一部改正について

(提案理由)

建築基準法（以下、「法」という。）の一部改正により、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する計画通知の手続きが、行政窓口に加えて民間指定確認検査機関でも可能となったことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

法の一部改正に伴い、次の条例に規定されている届出等や事前協議において、国の機関の長等が民間指定確認検査機関へ計画通知する場合を対象に追加するため、法の引用条項等を改めるなど、所要の整備を行うものです。

- 1 浜松市景観条例
- 2 浜松市狭い道路の拡幅整備に関する条例
- 3 浜松市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例

(施行期日)

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 5 3 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日の翌日のいずれか遅い日から施行するものです。

浜松市自転車等駐車場条例の一部改正について

(提案理由)

水窪駅前自転車等駐車場を、施設の老朽化により廃止し、新たな自転車等駐車場を整備することに伴い、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

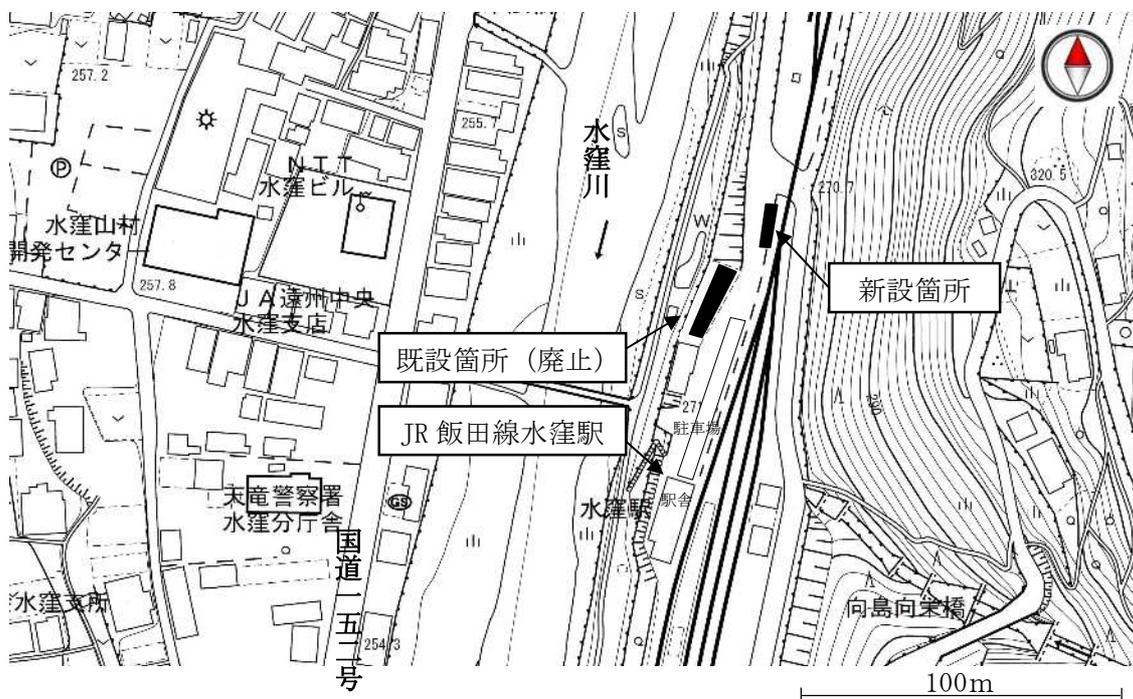
次の自転車等駐車場を追加するものです。

名称	位置
水窪駅前自転車等駐車場	浜松市天竜区水窪町地頭方 985 番 4

(施行期日)

この条例は、規則で定める日から施行するものです。

<位置図>



浜松市立幼保連携型認定こども園条例の制定について

(提案理由)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 12 条の規定に基づき、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を行う施設として、浜松市立幼保連携型認定こども園を設置するため、条例を制定するものです。

(主な制定内容)

1 名称及び位置 (第 2 条)

浜松市立幼保連携型認定こども園の名称及び位置について、次のとおり規定するものです。

名称	位置
浜松市立佐鳴台こども園	浜松市中央区佐鳴台三丁目31番2号

2 事業 (第 3 条)

浜松市立幼保連携型認定こども園において実施する事業を、次のとおり規定するものです。

- (1) 特定教育・保育、(2) 特定子ども・子育て支援、(3) 時間外保育、
(4) 一時預かり事業、(5) 市長が必要があると認める事業

3 利用者の範囲 (第 4 条)

浜松市立幼保連携型認定こども園を利用することができる者について、次の事業の区分に応じて規定するものです。

事業の区分	利用者の範囲
(1) 特定教育・保育	教育・保育給付認定子ども (1号認定、2号認定及び3号認定)
(2) 特定子ども・子育て支援	施設等利用給付認定子ども (新2号認定及び新3号認定)
(3) 時間外保育	教育・保育給付認定子ども (2号認定及び3号認定)
(4) 一時預かり事業及び市長が必要があると認める事業	市長が必要があると認める者

4 定員、休園日及び開園時間（第5条～第6条）

定員、休園日及び開園時間について、規則で定める旨を規定するものです。

5 使用料（第7条）

浜松市立幼保連携型認定こども園の使用料について、規則（特定教育・保育においては、浜松市子ども・子育て支援法施行細則）に定める額を、市長が指定する日までに納付しなければならない旨を規定するものです。

6 使用料の減免（第8条）

市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる旨を規定するものです。

7 使用料の不還付（第9条）

既納の使用料について、還付しない旨を規定するものです。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる旨を規定するものです。

8 損害賠償の義務（第10条）

浜松市立幼保連携型認定こども園の施設、設備等の損傷や滅失に対して、その損害について市長が定める額を賠償しなければならない旨を規定するものです。

9 本条例の制定に伴うその他条例の一部改正（附則）

(1) 浜松市学校教育振興基金に関する条例

対象の学校に幼保連携型認定こども園を追加するものです。

(2) 浜松市立保育所条例

浜松市立佐鳴台保育園を廃止するものです。

(3) 浜松市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

対象の学校に幼保連携型認定こども園を追加するほか、所要の改正を行うものです。

(施行期日)

この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。

(第 110 号議案の説明資料)

国保年金課

静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定に基づき、静岡県後期高齢者医療広域連合規約を変更することに関し、関係地方公共団体が協議して定めることについて、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求めるものです。

(改正内容)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）が令和 6 年 12 月 2 日に施行され、現行の被保険者証が廃止となり、資格確認書及び資格情報のお知らせが発行されるようになることに伴い、別表第 1（第 4 条関係）中、「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものです。

(施行期日等)

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行するものです。

(第 111 号議案の説明資料)

創造都市・文化振興課

工事請負契約締結について (旧浜松市教育文化会館解体工事)

(提案理由)

令和元年に廃止した旧浜松市教育文化会館を解体するために、工事請負契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・ 場所 浜松市中央区利町 3 0 2 番地の 7
- ・ 規模・設備等 旧浜松市教育文化会館、附属棟、外構工作物
S R C 造地下 1 階・地上 5 階建
延 7, 3 8 8. 7 4 m²

(工事期間)

本契約成立の日の翌日から令和 8 年 7 月 3 1 日まで

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
旧浜松市教育文化会館解体工事	解体工事一式 ・ 本体解体工事 ・ 附属棟解体工事 ・ 外構解体工事 ・ 設備解体工事 他	492,800,000円	制限付 一般競争 入札 (総合評価方式)	浜松市中央区 米津町2266番地の1 山吉建設株式会社 代表取締役 菅沼 孝之

(位置図)

名 称：旧浜松市教育文化会館

所在地：浜松市中央区利町 302 番地の 7



建物写真



工事請負契約締結について(旧浜松福祉協働センター(アンサンブル江之島)
解体工事)

(提案理由)

市有財産の利活用を図るため、令和4年度に入居者の退去が完了した旧浜松福祉協働センター(アンサンブル江之島)にかかる解体工事について工事請負契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・工事場所 浜松市中央区江之島町600番地の1
- ・規模・設備等 本館 鉄筋コンクリート造 6階建
建築面積 1,259.22㎡
延べ床面積 3,689.40㎡
付属棟 S造、RC造、既製品
建築面積 計 118.76㎡
延べ床面積 計 118.76㎡

(工事期間)

本契約成立の日の翌日から令和7年12月15日まで

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
旧浜松福祉協働センター(アンサンブル江之島)解体工事	解体工事一式 ・本体解体工事 ・外構解体工事 ・付属棟解体工事 ・上記に伴う電気設備解体工事 ・上記に伴う機械設備解体工事 ・跡地整備工事	456,500,000円	制限付 一般競争 入札 (総合評価方式)	浜松市中央区布橋 二丁目6番1号 須山建設株式会社 取締役社長 須山 雄造

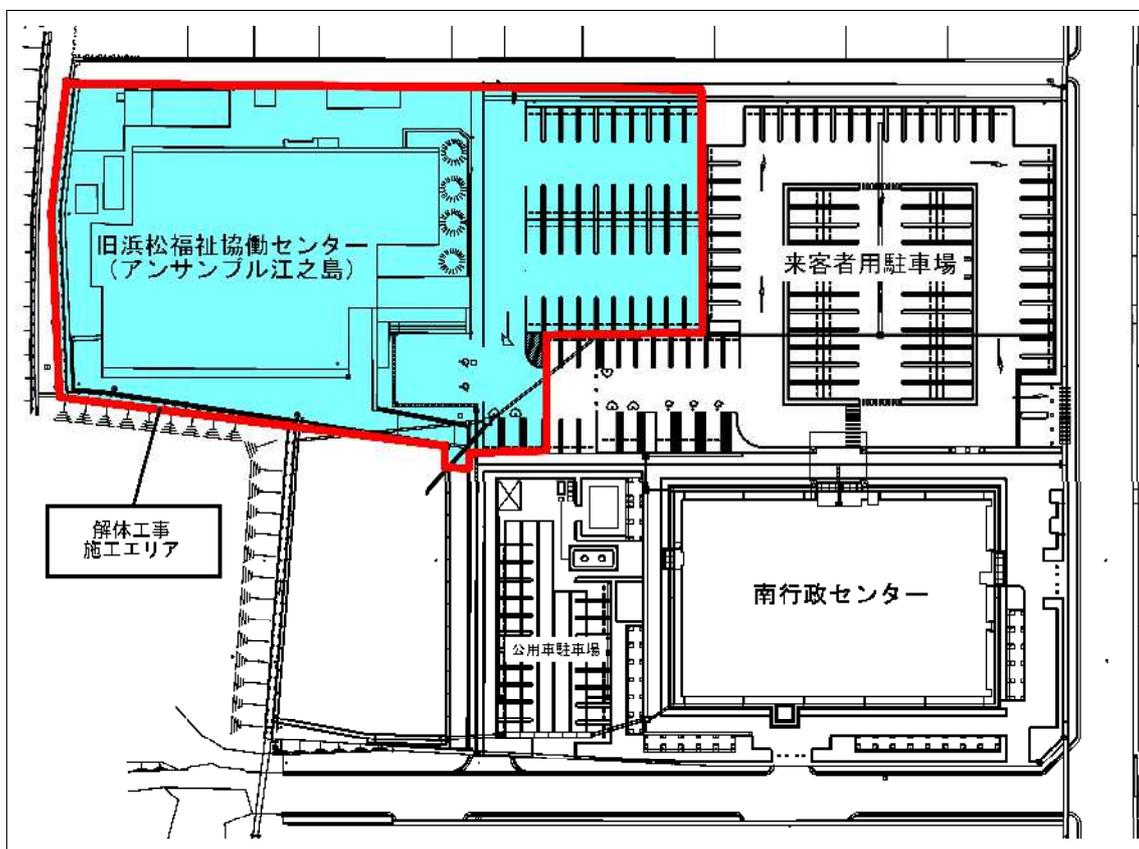
(位置図)

名 称：旧浜松福祉協働センター（アンサンブル江之島）

所在地：浜松市中央区江之島町 600 番地の 1



↓ 拡大図



(第 113 号議案の説明資料)

公共建築課

工事請負契約締結について (浜松市新津協働センター大規模改修工事 (建築工事))

(提案理由)

浜松市新津協働センターは昭和 56 年に建築され 43 年が経過、体育館は昭和 59 年に建築され 40 年が経過しており、建物の長寿命化を図るため、大規模改修工事 (建築工事) について工事請負契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・改修地 浜松市中央区新橋町 910 番地
- ・構造・規模 協働センター 鉄筋コンクリート造地上 2 階建
延床面積 946.94 m²
- 体育館 鉄骨造地上 1 階建
延床面積 1,210.62 m²

(工事期間)

令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 月 28 日まで

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市新津協働センター大規模改修工事 (建築工事)	大規模改修工事一式 ・大規模改修工事 ・ユニバーサルデザイン化整備工事	418,000,000円	制限付一般競争入札 (総合評価方式)	浜松市中央区倉松町1044番地 株式会社水野組 代表取締役 水野 敦夫

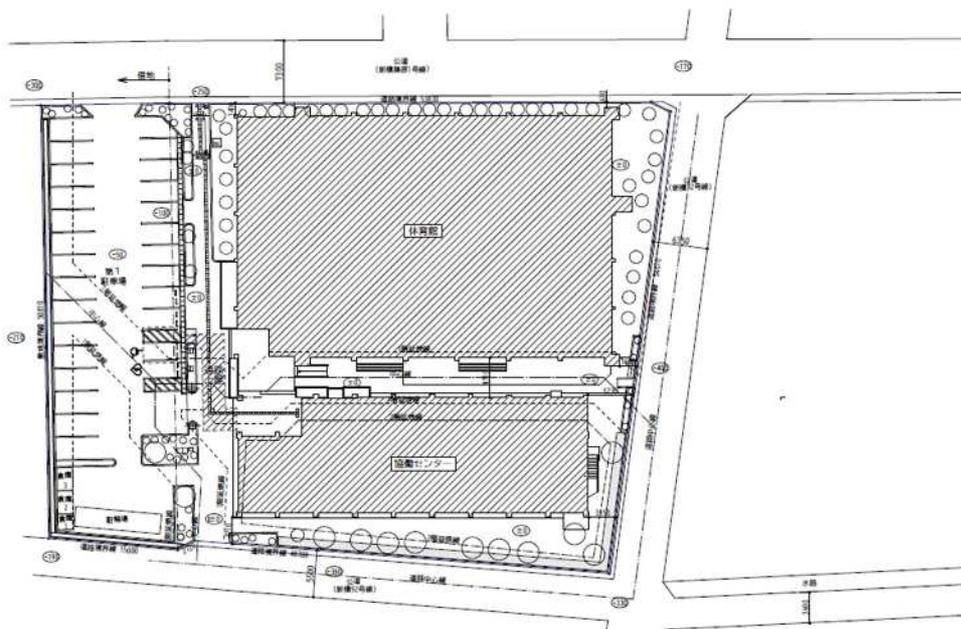
(位置図)

名 称：浜松市新津協働センター

所在地：浜松市中央区新橋町910番地



拡大図



(第 114 号議案の説明資料)

河川課

工事請負契約締結について（令和 6 年度（債務）河川改良国交付金事業（防災・安全交）（準）高塚川排水機場築造工事（機械工事））

(提案理由)

準用河川高塚川と二級河川馬込川の合流点に雨水ポンプ場を設置し、準用河川高塚川流域の浸水被害軽減を図るため、（準）高塚川排水機場築造工事（機械工事）について工事請負契約を締結するものです。

(工事概要)

- ・ 工事箇所 浜松市中央区白羽町 地内
- ・ 工事内容 ポンプ（全速全水位型横軸水中ポンプ口径800mm）4台
ゲート（鋼板製ローラゲート 幅4,800mm×高2,300mm）2門
引上式自動除塵機（幅4,800mm×高2,940mm）2基

(工事期間)

本契約成立の日の翌日から令和 8 年 2 月 2 7 日まで

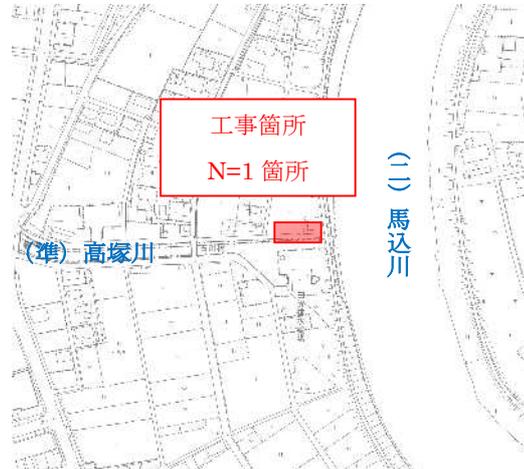
工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
令和6年度（債務）河川改良国交付金事業（防災・安全交）（準）高塚川排水機場築造工事（機械工事）	機械設備工事一式 ・ポンプ（全速全水位型横軸水中ポンプ口径800mm）4台 ・ゲート（鋼板製ローラゲート 幅4,800mm × 高2,300mm）2門 ・引上式自動除塵機（幅4,800mm×高2,940mm）2基	404,800,000円	制限付 一般競争 入札	東京都台東区上野七丁目12番14号 新明和工業株式会社 産機システム事業部 環境システム本部 営業部 副本部長 飯島 二郎

工事概要図(準)高塚川排水機場築造工事(機械工事)

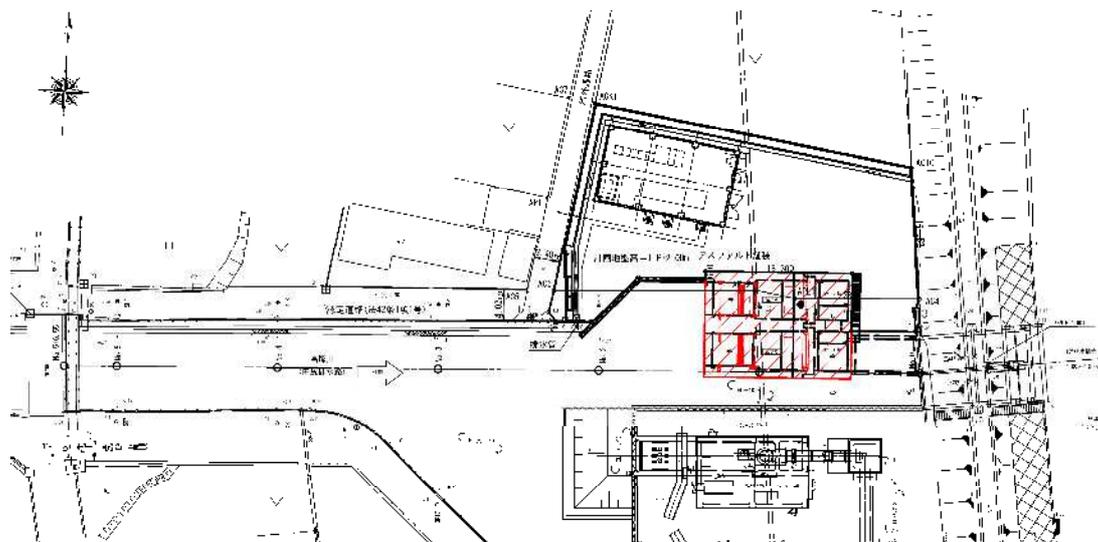
[位置図]



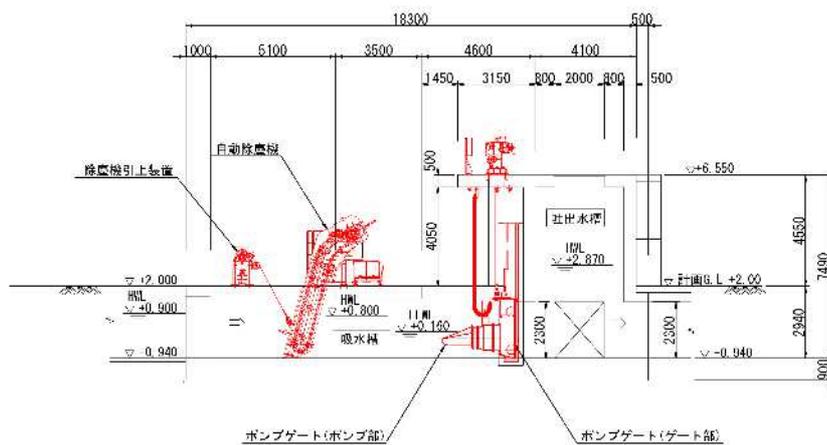
[周辺拡大図]



[計画平面図]



[断面図]



物品購入契約締結について（浜松市立西図書館書架等備品）

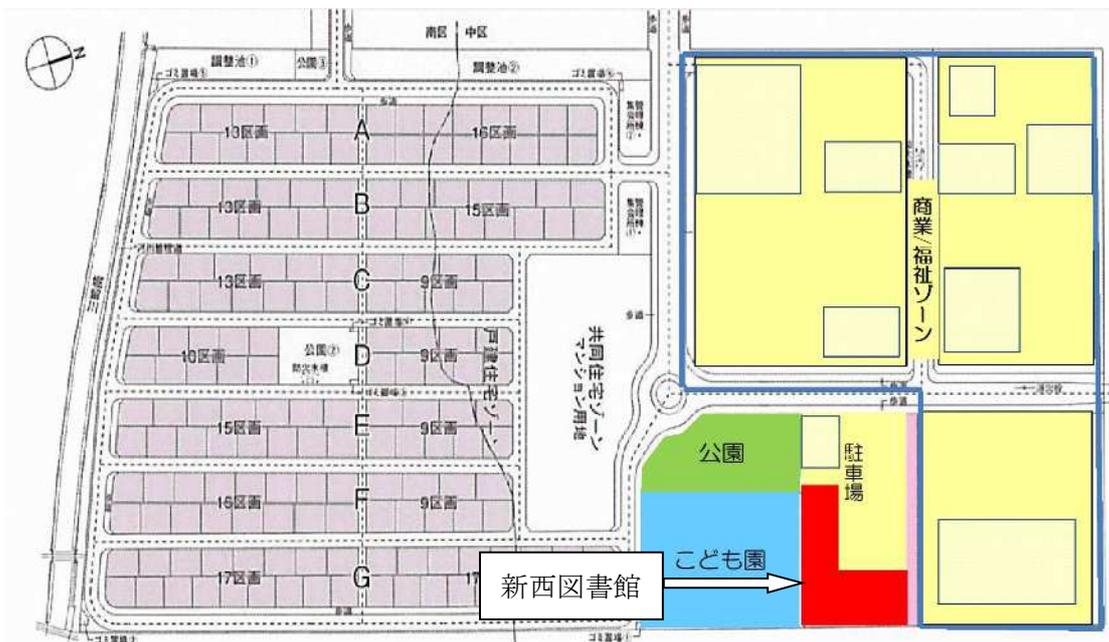
(提案理由)

浜松市立西図書館は昭和 54 年の建築後 45 年が経過し、老朽化が進んでいるため、一条スマートタウン内へ移転を予定しています。これに伴い、書架や机・椅子等の家具類を更新するため、書架等備品一式の物品購入契約を締結するものです。

品名	概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市立西図書館書架等備品	浜松市立西図書館書架等備品一式 ・書架、カウンター、閲覧用机・椅子 ・館内サイン類 他	101,200,000 円	特定調達契約 一般競争入札	浜松市中央区 新橋町858番地1 丸茂木工株式会社 代表取締役 鈴木 眞理子

(浜松市立西図書館の概要)

- ・場 所 浜松市中央区西伊場町 77 番 8 号
- ・スケジュール 令和 7 年 1 月～ テナント賃貸借開始
令和 7 年 1～3 月 書架、カウンター、閲覧用机・椅子等設置
令和 7 年 3 月 31 日 現 西図書館閉館
令和 7 年 6～7 月 新 西図書館オープン
- ・位 置 図



(第116号議案の説明資料)

警防課

物品購入契約締結について（消防ポンプ自動車（CD-I型）3台）

(提案理由)

浜松市消防団浜北支団北浜東部分団、浜松市消防団天竜支団天竜第4分団、浜松市消防団天竜支団春野第2分団に配備されている消防ポンプ自動車（CD-I型）を更新するため、消防ポンプ自動車（CD-I型）3台の物品購入契約を締結するものです。

品名	概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
消防ポンプ 自動車 (CD-I 型) 3台	・シャシ 3トン級 ダブルキャビン付 消防専用シャシ ・ポンプ性能A-2級	77,880,000円	特定調 達契約 一般競争 入札	浜松市中央区馬郡町 1893番地の1 静岡森田ポンプ株式会社 代表取締役 中村 朋行

(第117号議案の説明資料)

警防課

物品購入契約締結について（救助工作車（Ⅲ型）1台）

(提案理由)

中消防署鴨江出張所に配備されている救助工作車（Ⅲ型）を更新するため、救助工作車（Ⅲ型）1台の物品購入契約を締結するものです。

品名	概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
救助工作車 （Ⅲ型） 1台	<ul style="list-style-type: none">・シャシ5.5t級増トン仕様ダブルキャビン付消防専用シャシ・クレーン・前後ウインチ・発電照明装置付・救助用資機材一式	205,590,000円	特定調達契約 一般競争 入札	浜松市中央区馬郡町 1893番地の1 静岡森田ポンプ株式会社 代表取締役 中村 朋行

(第 118 号議案、第 119 号議案の説明資料)

道路保全課

市道路線認定、市道路線変更について

(提案理由)

道路法(昭和27年法律第180号)第8条(市町村道の意義及びその路線の認定)及び同法第10条(路線の廃止又は変更)の規定に基づき、市道の認定・変更を行うため提案するものです。

(提案内容)

市道路線の認定・変更 (延長単位：m)

	路線数	実延長
認定	12	1,442.01
変更	(2)	△48.02
計	12	1,393.99

△印はマイナス分、()内は路線数の増減に反映しない路線

令和6年度全市城市道道路状況 (延長単位：m)

	路線数	実延長
令和6年4月1日	23,750	7,578,551.53
認定・変更後	23,762	7,579,945.52

区別路線数及び実延長 (延長単位：m)

	令和6年4月1日		認定・変更後	
	路線数	実延長	路線数	実延長
中央区	14,014	3,894,859.81	14,023	3,895,962.08
浜名区	7,274	2,434,599.93	7,277	2,434,891.65
天竜区	2,478	1,249,091.79	2,478	1,249,091.79

(第 120 号議案の説明資料)

上下水道総務課

令和 5 年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(提案理由)

令和 5 年度浜松市下水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、提案するものです。

(未処分利益剰余金の処分内容)

令和 5 年度浜松市下水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金 4,261,828,723 円のうち 2,170,000,000 円を減債積立金に積立て、2,090,000,000 円を資本金に組入れ、残余 1,828,723 円を翌年度に繰り越すものです。

1 当年度未処分利益剰余金	4,261,828,723 円
2 利益剰余金処分量	4,260,000,000 円
(1) 減債積立金	2,170,000,000 円
(2) 資本金	2,090,000,000 円
3 翌年度繰越利益剰余金	1,828,723 円

(認第1号から認第3号までの参考資料)

病 院 管 理 課
佐 久 間 病 院
上 下 水 道 総 務 課

令和5年度公営企業会計決算書における決算報告書の決算額と財務諸表の
決算額との差異について

公営企業会計の決算書のうち、決算報告書は、予算に対する決算額を示すため、消費税を含めた執行額を記載しております。また、財務諸表は、企業の経営成績や財産状況を明確にするため、消費税を除いた執行額を記載しています。

従って、決算報告書の決算額と財務諸表の決算額については、消費税分について差異が生じることとなります。

各企業の決算報告書の決算額と財務諸表の決算額における消費税分の差異の内容は、次のとおりです。

(認第1号) 病院事業会計

[収入] 決算報告書の第1款医療センター事業収益 4,601,002,157円と、収益費用明細書の第1款医療センター事業収益 2,878,406,654円との差額 1,722,595,503円は、預り消費税及び地方消費税 84,970,950円、消費税還付金 1,637,624,553円であります。

決算報告書の第2款リハビリ病院事業収益 4,150,007,214円と、収益費用明細書の第2款リハビリ病院事業収益 4,139,507,289円との差額 10,499,925円は、預り消費税及び地方消費税 10,499,925円であります。

決算報告書の第3款佐久間病院事業収益 1,153,388,258円と、収益費用明細書の第3款佐久間病院事業収益 1,150,154,305円との差額 3,233,953円は、預り消費税及び地方消費税 3,233,953円であります。

[支出] 決算報告書の第1款医療センター事業費用 3,027,367,096円と、収益費用明細書の第1款医療センター事業費用 2,981,363,096円との差額 46,004,000円は、仮払消費税及び地方消費税 49,672,085円から医業外費用に計上した控除対象外消費税 3,668,085円を減じた額であります。

決算報告書の第2款リハビリ病院事業費用 4,099,130,735円と、収益費用明細書の第2款リハビリ病院事業費用 4,088,630,810円との差額 10,499,925円は、

仮払消費税及び地方消費税 282,191 円から医業外費用に計上した控除対象外消費税 253,866 円を減じ、消費税納税額 10,471,600 円を加えた額であります。

決算報告書の第 3 款佐久間病院事業費用 1,130,141,434 円と、収益費用明細書の第 3 款佐久間病院事業費用 1,126,907,481 円との差額 3,233,953 円は、仮払消費税及び地方消費税 29,611,505 円から医業外費用に計上した控除対象外消費税 27,854,852 円を減じ、消費税納税額 1,477,300 円を加えた額であります。

(認第 2 号) 水道事業会計

[収入] 決算報告書の第 1 款水道事業収益 12,840,013,430 円と、収益費用明細書の第 1 款水道事業収益 11,715,499,391 円との差額 1,124,514,039 円は、預り消費税及び地方消費税 1,009,534,700 円から不納欠損等に係る消費税 741,454 円を減じ、消費税還付金 115,720,793 円を加えた額であります。

[支出] 決算報告書の第 1 款水道事業費用 12,372,951,431 円と、収益費用明細書の第 1 款水道事業費用 11,836,940,292 円との差額 536,011,139 円は、仮払消費税及び地方消費税 537,642,976 円から営業外費用に計上した消費税及び地方消費税雑支出 2,064,537 円を減じ、特別損失に計上した国庫補助金消費税相当分返還額 432,700 円を加えた額であります。

(認第 3 号) 下水道事業会計

[収入] 決算報告書の第 1 款下水道事業収益 20,907,725,729 円と、収益費用明細書の第 1 款下水道事業収益 19,957,515,330 円との差額 950,210,399 円は、預り消費税及び地方消費税 950,977,300 円から不納欠損等に係る消費税 766,901 円を減じた額であります。

[支出] 決算報告書の第 1 款下水道事業費用 18,396,801,248 円と、収益費用明細書の第 1 款下水道事業費用 17,794,721,082 円との差額 602,080,166 円は、仮払消費税及び地方消費税 282,773,016 円から営業外費用に計上した消費税及び地方消費税雑支出 66,736,350 円を減じ、消費税納税額 386,043,500 円を加えた額であります。